一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名：

受験者名：

【注意事項】

1．試験時間は、50分間です。

2．試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。

3．問題用紙は、表紙を含めて6枚です。

4．問題用紙は、持ち帰らないでください。

5．不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。

6．解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

令和7年1月更新本試験

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【　】内に〇印を、内容が間違っているものには【　】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は17時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

【　　】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

【　　】

3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

【　　】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

【　　】

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

【　　】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

【　　】

7. 一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【　　】

8. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

【　　】

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所において公衆に見やすいように掲示した後でなければ、これを実施してはならない。

【　　】

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

【　　】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

【　　】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

【　　】

13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。

【　　】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

【　　】

15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

【　　】

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

16. 一般貸切旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月１日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（　　）までに届け出るものとする。

［ ア. 三月三十一日　イ. 五月三十一日　ウ. 七月三十一日 ］

17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話その他適当な方法により、（　　）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

［ ア. 十二時間　イ. 二十四時間　ウ. 四十八時間 ］

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（　　）を受け、報告をすること。

［ ア. 点呼　イ. 確認　ウ. 面談 ］

19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（　　）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。

［ ア. 道路運送法　イ. 道路法　ウ. 道路運送車両法　エ. 道路交通法 ］

20. 自動車の（　　）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

［ ア. 所有者　イ. 使用者　ウ. 運転者 ］

21. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（　　）を受けなければならない。

［ ア. 免許　イ. 許可　ウ. 認可 ］

22. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（　　）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

［ ア. ２　イ. ３　ウ. ５　エ. ６　オ. 10 ］

23. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から（　　）年間と定められている。

［ ア. １　イ. ３　ウ. ５ ］

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（　　）以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が（　　）で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により（　　）しなければならない。

ア. 15日　イ. 30日　ウ. 60日　エ. 100日　オ. 1年　カ. 法
キ. 公表　ク. 告示　ケ. 通達　コ. 命令　サ. 省令　シ. 報告　ス. 指導
セ. 届出　ソ. 回答

25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（　　）を記載した（　　）を発行しなければならない。

ア. 領収証　イ. 公示額　ウ. 支払時期　エ. 運送引受書　オ. 運行指示書
カ. 計算基礎　キ. 適用方法　ク. 見積額

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。
（1）旅客の運送を（　　）すること。
（2）旅客を（　　）まで送還すること。
（3）前各号に掲げるもののほか、旅客を（　　）すること。

ア. 所有権　イ. 運行管理者　ウ. 出発地　エ. 保安基準　オ. 運行の安全
カ. 技術の向上　キ. 火災　ク. 利益　ケ. 迅速　コ. 走行距離　サ. 重大な事故
シ. 運営を適正　ス. 目的地　セ. 点検　ソ. 継続　タ. 営業所　チ. 公害の防止
ツ. 適切な時期　テ. 公共の福祉　ト. 保護　ナ. 乗務員の服務

27. 道路運送法は（　　）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（　　）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（　　）を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及び利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって（　　）を増進することを目的とする。

ア. 道路運送車両法　イ. 供給　ウ. 公共の福祉　エ. 道路交通法　オ. 需要
カ. 事業者利益　キ. 道路運送車両法　ク. 旅客の利便　ケ. 貨物利用運送事業法
コ. 輸送の安全　サ. 性別　シ. 貨物自動車運送事業法　ス. 年齢

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び（　　）の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の（　　）に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ（　　）に運輸を遂行するように努めければならない。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の（　　）の確保のために遵守すべき事項及び（　　）についての規律を定めなければならない。

※問28～問30　共通選択肢

（ア. 運行の安全　イ. 乗降装置　ウ. 天候　エ. 定期日　オ. 適切な時期
カ. 地点　キ. 幅員　ク. 灯火装置の点灯　ケ. 交通　コ. 点検　サ. 状態
シ. 異音　ス. 迅速　セ. 事故　ソ. 登録基準　タ. 丁寧　チ. 走行距離
ツ. 乗務員の服務　テ. 継続　ト. 技術の向上）

令和7年1月更新本試験

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について（解答）

・次の文章において、内容が正しいものには【　】内に〇印を、内容が間違っているものには【　】に×印を記載しなさい。

1.　一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は17時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項）

【 × 】

2.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。（道路運送法第10条）

【 〇 】

3.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。（道路運送法第27条1項、運輸規則第37条第2項）

【 〇 】

4.　一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。（道路運送法第3条、同法施行規則第3条の2）

【 × 】

5.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第35条）

【 〇 】

6.　一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、旅客は、運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。（一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第2条第1項）

【 〇 】

7.　一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（道路運送法第38条）

【 × 】

8.　一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。（道路運送法第１２条）

【 ○ 】

9.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所において公衆に見やすいように掲示した後でなければ、これを実施してはならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第４条）

【 ○ 】

10.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条）

【 × 】

11.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第４７条）

【 × 】

12.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。（道路運送法第２０条）

【 ○ 】

13.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。（道路運送法第１４条）

【 ○ 】

14.　一般貸切旅客自動車運送事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（道路運送法第９条の２、同法施行規則第１０条の２）

【 × 】

15.　一般貸切旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条）

【 ○ 】

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、（　　）に記入してください。

16．一般貸切旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年（ **ウ：七月三十一日** ）までに届け出るものとする。（旅客自動車運送事業施行規則第66条2項）

［ ア．三月三十一日　イ．五月三十一日　ウ．七月三十一日 ］

17．一般貸切旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話その他適当な方法により、（ **イ：二十四時間** ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。（自動車事故報告規則第4条）

［ ア．十二時間　イ．二十四時間　ウ．四十八時間 ］

18．一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ **ア：点呼** ）を受け、報告をすること。（旅客自動車運送事業運輸規則第50条1項）

［ ア．点呼　イ．確認　ウ．面談 ］

19．一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ **ウ：道路運送車両法** ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）

［ ア．道路運送法　イ．道路法　ウ．道路運送車両法　エ．道路交通法 ］

20．自動車の（ **イ：使用者** ）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。（道路運送車両法第47条）

［ ア．所有者　イ．使用者　ウ．運転者 ］

21．一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（ **イ：許可** ）を受けなければならない。（道路運送法第35条）

［ ア．免許　イ．許可　ウ．認可 ］

22．一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ **ウ：５** ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（道路運送法第8条）

［ ア．２　イ．３　ウ．５　エ．６　オ．10 ］

23．一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から（ **ア：１** ）年間と定められている。（道路運送車両法第48条、自動車点検基準第4条）

［ ア．１　イ．３　ウ．５ ］

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

24．一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ エ：100日 ）以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が（ ク：告示 ）で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により（ キ：公表 ）しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7）

（ア．15日　イ．30日　ウ．60日　エ．100日　オ．1年　カ．法
キ．公表　ク．告示　ケ．通達　コ．命令　サ．省令　シ．報告　ス．指導
セ．届出　ソ．回答）

25．一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（ カ：計算基礎 ）を記載した（ ア：領収証 ）を発行しなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第10条）

（ア．領収証　イ．公示額　ウ．支払時期　エ．運送引受書　オ．運行指示書
カ．計算基礎　キ．適用方法　ク．見積額）

26．一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。
（1）旅客の運送を（ ソ：継続 ）すること。
（2）旅客を（ ウ：出発地 ）まで送還すること。
（3）前各号に掲げるもののほか、旅客を（ ト：保護 ）すること。（旅客自動車運送事業運輸規則第18条）

（ア．所有権　イ．運行管理者　ウ．出発地　エ．保安基準　オ．運行の安全
カ．技術の向上　キ．火災　ク．利益　ケ．迅速　コ．走行距離　サ．重大な事故
シ．運営を適正　ス．目的地　セ．点検　ソ．継続　タ．営業所　チ．公害の防止
ツ．適切な時期　テ．公共の福祉　ト．保護　ナ．乗務員の服務）

27．道路運送法は（ シ：貨物自動車運送事業法 ）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（ オ：需要 ）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（ コ：輸送の安全 ）を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及び利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって（ ウ：公共の福祉 ）を増進することを目的とする。（道路運送法第1条）

（ア．道路運送車両法　イ．供給　ウ．公共の福祉　エ．道路交通法　オ．需要
カ．事業者利益　キ．道路運送車両法　ク．旅客の利便　ケ．貨物利用運送事業法
コ．輸送の安全　サ．性別　シ．貨物自動車運送事業法　ス．年齢）

・以下の各設問の（　　）内に、正しいと思う語句を［　　］から選択し、記号を（　　）に記入してください。

28．一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び（ ケ：交通 ）の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の（ サ：状態 ）に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。（旅客自動車運送事業運輸規則第28条）

29．一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ（ ス：迅速 ）に運輸を遂行するように努めければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第2条）

30．一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の（ ア：運行の安全 ）の確保のために遵守すべき事項及び（ ツ：乗務員の服務 ）についての規律を定めなければならない。（旅客自動車運送事業運輸規則第41条）

（ア．運行の安全　イ．乗降装置　ウ．天候　エ．定期日　オ．適切な時期
カ．地点　キ．幅員　ク．灯火装置の点灯　ケ．交通　コ．点検　サ．状態
シ．異音　ス．迅速　セ．事故　ソ．登録基準　タ．丁寧　チ．走行距離
ツ．乗務員の服務　テ．継続　ト．技術の向上）